

令和 8 年(2026 年) 8 月 1 7 日

報道機関各位

尾札部道路建設促進地域協議会事務局

尾札部道路建設促進地域協議会 会議開催にかかる取材依頼
について

このことについて、下記により開催しますので、取材についてよろしく
お願いいたします。

記

1. 日 時 令和 8 年 8 月 2 7 日(木) 1 5 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
2. 場 所 函館市南茅部総合センター 1 階 講堂
(函館市川汲町 1 5 2 0 番地 4)
3. 主 催 者 尾札部道路建設促進地域協議会
4. 内 容 報告事項 (1)令和 7 年度の事業報告
(2)令和 8 年度の事業計画
議 事 (1)令和 8 年度の取り組み
(2)その他
5. 添付資料 尾札部道路建設促進地域協議会運営要領
6. そ の 他 当日、取材を希望される方は、下記担当までお知らせ下
さい。

<担当・連絡先>

函館市高規格道路整備推進室

担当：石橋，東

TEL ：0138-21-3427

尾札部道路建設促進地域協議会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館広域幹線道路整備促進期成会規約第8条の規定に基づき設置する尾札部道路建設促進地域協議会（以下「地域協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、函館市南茅部支所管内における一般国道278号尾札部道路の整備に関する情報収集や啓発活動について協議するものとする。

(構成)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長)

第4条 地域協議会に会長を置き、会議において選任する。

2 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長が欠けた場合における任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は地域協議会を代表し会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議のため必要とあると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

附 則

この要領は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

古部町内会	会 長	安浦町内会	会 長	南かやべ漁業協同組合	理 事
木直町内会	会 長	臼尻町内会	会 長	函館東商工会	会 長
尾札部町内会	会 長	大船町内会	会 長	函館市南茅部支所	支所長
川汲町内会	会 長	磯谷町内会	会 長		

尾札部道路建設促進地域協議会 名簿

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
古部町内会	会 長	齊 藤 恒 一	
木直町内会	会 長	折 田 牧 夫	
尾札部町内会	会 長	熊 谷 儀 一	協議会会長
川汲町内会	会 長	坂 本 孝 雄	
安浦町内会	会 長	小山下 行 雄	
臼尻町内会	会 長	西 田 俊 一	
大船町内会	会 長	佐々木 孝比古	
磯谷町内会	会 長	能 戸 正 人	
南かやべ漁業協同組合	専務理事	高 橋 章 宏	
函館東商工会	会 長	横 手 義 信	
函館市南茅部支所	支 所 長	菊 地 建 一	